

京都市交通局管理規程 2-4 (京都市交通局次長等専決規程) の一部を次のように改正する。

平成 17 年 8 月 8 日

京都市公営企業管理者
交通局長 島田 與三右衛門

第 1 条中「, プロジェクトチームのチームリーダー」を削る。

別表第 1 中

「

担当課長共通	(1) 担当事務に係る軽易な申請, 届出, 報告, 照会, 回答, 通知等に関する事
チームリーダー共通	(1) 担当事務に係る申請, 届出, 報告, 照会, 回答, 通知等に関する事。 (2) 担当事務を処理するために必要な事務事業の計画及び実施に関する事

」

を

「

担当課長共通	(1) 担当事務に係る軽易な申請, 届出, 報告, 照会, 回答, 通知等に関する事
--------	--

」

に改める。

附 則

この改正規程は, 公布の日から施行し, 平成 17 年 8 月 3 日から適用する。

(交通局企画総務部総務課)